

平成29年就業構造基本調査の実施計画（案）

総務省統計局

1 調査の目的

就業構造基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として実施する。なお、就業構造基本調査は、国の基本的な統計調査として昭和31年からほぼ3年ごとに実施してきたが、昭和57年以降は5年ごとに実施しており、平成29年調査はその17回目に当たる。

2 調査の時期

平成29年10月1日午前零時現在により実施する。

3 調査の対象

(1) 調査の地域

平成27年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約33,000調査区とする。

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定した抽出単位（一つの世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約52万世帯の15歳以上の世帯員約108万人を対象とする。

4 調査事項及び調査票

就業構造基本調査調査票により、以下の事項を調査

(1) 15歳以上の世帯員に関する事項

ア 全員について

(ア) 基本事項について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続き柄、出生の年月、就学状況・卒業時期、学校の種類、居住開始時期、転居の理由、転居前の居住地、収入の種類及びふだんの就業・不就業状態

(イ) 訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無及び職業訓練・自己啓発の種類

(ロ) 育児・介護の状況について

育児の有無、育児の頻度、育児休業等取得の有無・育児休業等の種類、介護の有無、介護の頻度及び介護休業等取得の有無・介護休業等の種類

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

従業上の地位・勤め先での呼称、起業の有無、雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新の有無・回数、勤め先の経営組織、勤め先の名称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、就業開始の時期、就業開始の理由、現在の雇用形態の理由、転職又は追加就業等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業時間延長等の希望の有無、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位及び勤め先の事業の内容

(ウ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容

(エ) 初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、前職の雇用契約期間の定めの有無・1回当たり雇用契約期間、勤め先の事業の内容、仕事の内容

(ウ) 初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、世帯全体の年間収入及び15歳以上世帯人員

5 調査の方法

(1) 調査の流れ

総務省統計局—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査世帯

(2) 調査の方法

調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査員へ調査票を提出する方法又はインターネットで回答する方法により実施

ア オンライン調査

- (ア) オンライン調査については、平成24年調査では、県庁所在都市、政令指定都市、人口30万以上都市（東京都は全区市町村）の全国13,109調査区（全体の41%）、約40万人を対象に実施したが、平成29年調査では、全世帯（約52万世帯、世帯員約108万人）を対象として実施
- (イ) オンライン調査の実施方法については、オンライン誘導型並行方式（ログインID・調査票同時配布）により実施
- (ウ) スマートフォンやタブレット端末での回答が可能
- (エ) 新たに英語対応の電子調査票やインターネット回答の操作ガイド（英語版）を作成

イ 封入提出・郵送提出

- (ア) 封入提出は、前回調査と同様に任意封入とする。
- (イ) 郵送提出は、原則として導入しない。

ウ 調査員業務の民間委託

調査をより円滑に実施する観点から、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等においては、必要に応じて、調査票の配布・回収等の調査員事務を当該施設の管理会社や運営法人等に委託することが可能となる仕組みを導入

エ コールセンターの充実・強化

- (ア) 世帯からの照会については、オンライン回答がより多く見込まれる時間帯の席数を増加するなど迅速かつ適切に対応できる体制を整備
- (イ) 市区町村における照会対応事務の負担軽減を図るため、調査員からの「調査票の記入のしかた」に関する照会対応の専用回線を新たに設置

6 結果の集計

次の事項について、全国、都道府県、県庁所在都市、人口30万以上の市及び都道府県内経済圏別に集計

ただし、県庁所在都市、人口30万以上の市及び都道府県内経済圏については、主要な事項のみ集計

(15歳以上の者について)

- (1) ふだんの就業状態に関する総括的な事項
- (2) 常住地移動及び就業状態の異動に関する事項
- (3) 収入の種類に関する事項
- (4) 職業訓練・自己啓発に関する事項
- (5) 育児・介護に関する事項

(有業者について)

- (6) 雇用契約期間に関する事項
- (7) 年間就業日数及び週間就業時間に関する事項
- (8) 産業及び企業の従業者規模に関する事項
- (9) 職業、従業上の地位及び年間収入に関する事項
- (10) 転職及び追加就業希望に関する事項
- (11) 副業の有無及び就業状態に関する事項
- (12) 現職の継続期間、1年前の就業・不就業状態、就業理由及び現在の雇用形態に関する事項
- (13) 前職の産業、職業、継続期間、離職の時期及び雇用契約期間等に関する事項
- (14) 初職に関する事項

(無業者について)

- (15) 就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類及び希望する仕事の形態に関する事項
- (16) 求職活動の有無及び就業希望時期等に関する事項
- (17) 非求職の理由及び就業非希望の理由に関する事項
- (18) 1年前の就業・不就業状態に関する事項
- (19) 前職の従業上の地位、産業、職業及び雇用契約期間に関する事項
- (20) 前職の継続期間、離職の時期及び離職の理由等に関する事項
- (21) 初職に関する事項

(世帯主について)

- (22) 世帯主の就業・不就業及び世帯員に関する事項
- (23) 世帯の種類、家族構成及び世帯の年間収入に関する事項

(その他)

- (24) その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

7 結果の公表

調査の結果は、実施年の翌年7月末日までに、インターネットへの掲載等により公表し、おって報告書を刊行

8 調査の法的根拠

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査（基幹統計調査）として、就業構造基本調査規則（昭和57年総理府令第25号）に基づき実施